平成２１年（フ）第１１１３号
大阪府松原市天美西１丁目18番２―506号
債務者　落合　千鶴
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１４９号
堺市堺区出島町１丁３番26号
債務者　長谷部智久
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１５８号
堺市美原区太井546番地15、前住所大阪府大阪狭山市池尻中３丁目32番22号
債務者　大井　史貴
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１８２号
堺市堺区中之町西１丁２番７号　マンション福寿305号、前住所堺市堺区柏木町４丁２番25号小林文化
債務者　寺口　宗男
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２１１号
大阪府柏原市玉手町18番57―301号、前住所大阪府柏原市石川町６番45号
債務者　永田真奈美
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２２３号
大阪府松原市上田６丁目２番16号
債務者　上原　榮德
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７０４号
熊本市沼山津４丁目６番48号
債務者　田﨑　綾乃
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１０号
山形県鶴岡市砂田町18番20―２号
債務者　的場裕見子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第４５７号
新潟県東蒲原郡阿賀町新谷1581番地
債務者　安部　弘美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６４号
新潟市西区五十嵐３の町中６番17号　ハイツ日本海206号
債務者　小林　紀子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０５号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字羽根西36番地１―Ａ―201号
債務者　小島　和久
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８６号
京都府京丹後市峰山町五箇1117番地
債務者　長谷川益夫
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第５１３２号
大阪府大東市朋来２丁目11番404号
債務者　吉田　　幹
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９３８号
大阪府高槻市安岡寺町５丁目19番15号
債務者　福島　秀和
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１１３号
大阪市福島区吉野２丁目３番７号
債務者　成瀬　　匠
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１１９号
大阪市住吉区住吉２丁目６番13号
債務者　大原健一こと　邵　　健一
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０６４号
大阪市城東区蒲生４丁目20番24―404号
債務者　北島　康男
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１３６号
大阪府守口市梶町３丁目50番11号
債務者　長谷川小百合
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部